

バリアフリー改修 (固定資産税の減額措置)

以下の要件をすべて満たしている場合、市区町村に申告することで
固定資産税の減税を受けられる可能性があります。

- バリアフリー改修が行われる家屋には、次の3つのうちのいずれかの条件を満たす方が居住していますか？
 - ①65歳以上の方
 - ②障がいをお持ちの方
 - ③要介護認定又は要支援認定を受けている方
- 当該家屋は、新築された日から10年以上が経過していますか？
- 当該家屋は賃貸ではありませんか？
- 当該家屋の床面積は、登記簿表示で40㎡以上240㎡以下ですか？
- 予定しているバリアフリー改修は、減税の対象となっている工事(次項参照)で、かつ費用は50万円(税込)を超えていますか？

すべての要件に当てはまる方は
次項をチェック



バリアフリー改修 (固定資産税の減額措置)

具体的な減税要件

居住者

- 次のA～Cのいずれかに該当する方が居住していること
 - A 65歳以上の方(工事完了年の翌1月1日時点)
 - B 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - C 障がいのある方

家屋

- 新築された日から10年以上が経過している家屋であること
- 賃貸住宅でない家屋であること
- 改修後の家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
- 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事

- バリアフリー改修に係る工事費用から補助金等を差し引いた額が、50万円(税込)を超えていること
- 令和13年3月31日までに改修工事が終了し、居住していること

減税のために必要な書類

以下の書類を用意し、
リフォーム完了日から3ヶ月以内に申告を行ってください。

ご用意する方	必要な書類
消費者	<ul style="list-style-type: none">固定資産税減額申告書被保険者証の写し等対象者が居住していることが明らかな書類バリアフリー改修工事の内容を確認できる書類、領収書等(補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類
リフォーム会社	<ul style="list-style-type: none">工事請負契約書の写し

その他ご留意事項



手続きの手順や必要書類は市区町村ごとに異なる場合がございます。申告の際には、必ず市区町村へお問い合わせください。



本制度が適用された場合、翌年分の固定資産税が3分の1減額されます。